

第三十一回 参議院商工委員会會議録第六号

昭和三十四年一月三十日(金曜日)午後二時二分開会

委員の異動

十二月二十五日委員松野孝一君辞任につき、その補欠として木島虎蔵君を議長において指名した。

十二月二十六日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として小西英雄君を議長において指名した。

一月二十六日委員加藤正人君辞任につき、その補欠として岸良一君を議長において指名した。

一月二十七日委員古池信三君及び相馬助治君辞任につき、その補欠として鈴木万平君及び阿具根登君を議長において指名した。

本日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として迫水久常君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小橋 治和君
島 清君
大竹平八郎君

委員

小西 英雄君
迫水 久常君
高橋 衛君
堀本 宜實君
阿部 竹松君
海野 三朗君
豊田 雅孝君

國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君
國務大臣 世耕 弘一君

政府委員

公正取引委員会委員長 長沼 弘毅君
公正取引委員会事務局長 坂根 哲夫君
公正取引委員会経済企画庁長官官房長 宮川新一郎君
公正取引委員会経済企画庁調整局長 大堀 弘君
公正取引委員会経済企画庁合計企画局長 大來佐武郎君
公正取引委員会経済企画庁総合開発局長事務代理 竹田 達夫君
公正取引委員会科学技術庁長官官房長 原田 久君
公正取引委員会科学技術庁企画調整局長 鈴江 康平君
公正取引委員会科学技術庁原子力局長 佐々木義武君
公正取引委員会科学技術庁査査及局長 三輪 大作君
公正取引委員会通商産業大臣官房長 齋藤 正年君
公正取引委員会通商産業大臣官房会計課長 阿部 久一君
公正取引委員会通商産業省通商局長 松尾泰一郎君
公正取引委員会通商産業省企業局長 松尾 金藏君
公正取引委員会通商産業省重工業局長 小出 榮一君
公正取引委員会通商産業省鉱山局長 福井 政男君
公正取引委員会中小企業庁長官 岩武 照彦君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○經濟の自立と發展に関する調査の件
(昭和三十四年度通商産業省の予算及び施策に関する件)
(昭和三十四年度經濟企画庁の予算及び施策に関する件)
(昭和三十四年度科学技術庁の予算及び施策に関する件)
(公正取引委員会の業務概況に関する件)

○委員長(田畑金光君) たいはいより
商工委員会を開会いたします。
昨日の委員長及び理事打合せにおいて決定いたしました事項については、お手元に印刷配付いたしておりますので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(田畑金光君) 次に、委員の変更について御報告いたします。
加藤正人君、相馬助治君及び古池信三君が、それぞれ辞任され、岸良一君、阿具根登君及び鈴木万平君が、それぞれ補欠として選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、理事補欠互選についてお諮りいたします。
先ほど御報告いたしました通り、理事相馬助治君の委員の辞任に伴って、理事が欠員となりました。

つきましては、この際、理事の補欠互選を行いたいと思っておりますが、先例によりまして、委員長において、指名いたすことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと認めます。

○委員長(田畑金光君) 次に、經濟の自立と發展に関する調査、特に昭和三十四年度における通商産業省、經濟企画庁、科学技術庁の各予算及びその施策に関する件並びに公正取引委員会の業務概況に関する件を議題といたします。

まず、高橋通産大臣より通商産業省及び科学技術庁について御説明願います。

○國務大臣(高橋達之助君) 通商産業政策の重点について、御説明申し上げます。

昨年停滯的に推移したわが國の經濟も、最近國際収支の改善、生産出荷の回復等漸次好転のきざしを示すに至りました。

しかしながら一方、繊維、石炭等一部の産業部門においては今なお不況の域を脱し得ぬものもあり、今後産業政策の遂行に當つては、強力な部門別対策を講じて、均衡のとれた經濟發展を積極的にはかることが肝要と存じます。

また、昨年末断行された西歐通貨の交換性回復は、世界貿易の自由化に一步を進めたものでありますが、わが國といたしましては、今後の世界的な輸出競争の激化に備えて、企業體質の改善、自己資本の充實、コスト引き下げのための合理化、過当競争の是正等をはかることはもちろんのこと、特にこの際、國のあらゆる施策を輸出振興に結集して、これを推進してゆくことが必要であると考え次第であります。

以下、今後とるべき施策について、通商産業政策の四つの柱である
(1) 貿易の振興と經濟協力の推進
(2) 産業基盤の強化と産業體制の確立
(3) 中小企業の振興
(4) 鉱工業技術の振興

の各分野について具体的に御説明いたします。

まず三十四年度の予算であります。が、その総額において三十三年度の約百八億圓に對し、約二十一億圓増額の百二十九億七千七百圓を計上いたしております。また、当省關係の財政投融資の総額は千五百四十七億と、三十三年当初計画に比して四百七十五億圓の大幅増額となっております。

上記のごとく、一般会計予算及び財政投融資の確保と運用により、今後重点施策の積極的な推進を期することができると考えておる次第であります。

以下、各項目ごとに具体的施策の概要を申し述べたいと存じます。

第一は、輸出の振興と經濟協力の推進であります。

言うまでもなく、輸出振興の根本は、産業の對外競争力の強化と安定した海外市場の維持拡大をはかり、一時的な海外市況の変動に左右されない強固な輸出

力を培養することにありますが、最近の実情をみると、プラント類を中心とする重化学工業品の対外競争力は全般的には依然として弱く、反面、比較的競争力のある繊維、雑貨等の軽工業品については、国内における過当競争傾向及び海外諸国における依然として根強い輸入制限傾向が見られますので、今後の輸出振興策は、これらの面に焦点を合せて実施していく必要があると考えるのであります。

すなわち、三十四年度においては、まず第一にプラント類の輸出促進について、特に意を用いることとした次第であります。海外市場の調査、商品の普及宣伝、貿易のあつせん等と内容とする一般的な海外市場対策といたしましては、昨年度これがための国家的中核団体として特殊法人日本貿易振興会を設立し、引き続き三十四年度においても、その充実をはかった次第であります。今後におけるプラント輸出の促進のためには、後述のごとく、輸出入銀行の資金源の充実をはかることはもちろんのこと、特に三十四年度においては、その画期的強化のための第一ステップとして、プラント協会における技術相談業務のより一層の強化に努めるほか、新たにプラント類のコンサルティングにかかるリスクに対し国家補償制度を創設し、その実務を上記プラント協会に委託して行わしめることとし、これに所要の立法措置を講ずる方針であります。

第二は、従来、とかく施策の十分を期し得なかつた雑貨輸出の促進のための施策の整備充実を期したことであり、すなわち輸出雑貨の品質の向上とデ

ザインの盗用防止をはかり、その輸出を促進するため、輸出品デザインの登録、認証制度の整備と優秀デザインの指導奨励を強化するとともに、輸出雑貨の共同検査場の設置につき助成を行い、これらの業務に携わる業界の中間機関を育成することにより、今後の雑貨輸出の伸長を期している次第であります。

なお、輸出振興のため、業界における過当競争をいかにして排除するかどうかという問題は、わが国経済の全般に關連する非常にむずかしい問題であります。が、これにつきましましては、何よりも業界における自主的な調整活動を育成促進することはもちろんであります。これを補完するため最小限度に必要な法的措置として輸出入取引法の改正法案を前臨時国会に引き続き今国会に提案し、御審議をわずらわしていただき、そのすみやかな成立を希望いたします。次第であります。

次に、経済協力の推進であります。さきに断行された西歐通貨の交換性回復等により、後進国における外貨不足が、今後ますます深刻化する傾向にありますので、これらの国の経済開発に協力いたしますことは、今後におけるわが国貿易の長期安定市場の培養、海外原料の安定した供給の確保、中小企業の海外への進出等をはかる意味におきましてもきわめて重要性を加えつつありますので、今後とも、東南アジアを中心とする経済協力対策を積極的に展開する方針であります。すなわち円クレジットの供与、延払方式の採用等による資本協力につきましましては、さきに、印度及びアラブ連合に対して決定を見たのでありますが、今後、さらにそ

の他の諸国についても検討中であり、その対象品目の拡大等につきましまして、あわせて考えたいと存じます。

このため日本輸出入銀行の貸出資金についても、プラント輸出の促進をもあわせ考慮し、三十三年当初計画に比し七十億円の増額に当る八百億円を確保することとし、このため三百六十億円の財政資金の投入をはかる方針であります。

なお海外技術センターの運営、海外における産業経済の調査研究等の事業につきましても、三十三年度に比し格段の予算的措置を講じ、その拡充強化を期している次第であります。

最後に、昨年末行われた西歐通貨の交換性回復の問題であります。いましばらくは、各国別の詳細な実情の把握に努めたいと存じますが、いずれにしても、今直ちに完全な貿易自由化への突入がなされることはないと考えられますので、今後、その国際的な影響をもとに検討しつつ、当面、多少の貿易管理及び為替管理面の順応措置をとることにより、業界においても、著しい混乱なくこれに対処していけるものと考えておる次第であります。

しかしながら、今回の交換性の回復は、世界経済の貿易自由化復帰への大いなる第一歩であることは間違いないところであり、かかる点から、早急な国内の産業政策、貿易政策等に全般的な再検討を加えることはもちろん、この際、国をあげて経済の体質改善とその正常化に徹する決意を固めなければならぬと考える次第であります。

第二は、産業基盤の強化と産業体制の確立であります。

国経済も、ひとところの苦境を脱して、ようやく落ちつきを見せはじめ、次第に安定成長への道を着実にたどるものと考えられる次第であります。このような発展は、放っておいて自然にもたらされるものでなく、文字通り官民の協力による努力が必要なことはいうまでもないのであります。この際、以上申し述べた輸出の振興と並んで、経済の体質の改善強化をはかることが肝要と考える次第であります。

これがためには、まず第一に、産業の基盤をなす道路、港湾、工業用水、工場用地造成、輸送施設等の画期的強化と、電力、石炭、鉄鋼等基礎産業部門の整備及びその価格の安定をはかることが要請され、第二に、各企業の自己資本の充実をはかるため、税制上等の面において根本的な再検討を行うと同時に、過当競争や経済変動に対処し、国際競争力の強化に資するため、業界自身が自主的に調整を行い得るようにすることが必要であると存するのであります。

また一方、繊維、石炭、肥料等、構造上の問題点をはらんでいる一部の産業部門に対しましては、適時適切に部門別の対策を講ずるとともに、過渡期における経済発展に取り残されがちな中小企業等に対しまして、適切な配慮を行い、今後均衡のある経済成長をはかることが肝要と存じます。この際特に留意すべきは、今後における財政投資の国民経済全般に占める役割の重要性についてであります。これがため、今後考えられる民間設備投資の減退を補いつつ、かつ、民間資金の誘導活用をはかることを目的に、三十四年度は大幅な増額を行うと同時に、緊要

度の高い産業部門への重点的投入をはかることとしたしている次第であります。

なお、産業立地条件の整備に關しましては、特に緊急を要する工業用水道事業について、その助成を強化するとともに、三十四年度は、特に工場の適正配置に關する施策の推進をはかるべく、目下所要の準備を進めております。

第三は、中小企業の振興であります。御存じの通り、中小企業はわが国経済上きわめて重要な地位を占めている反面、その規模が零細であり、かつその数がおびただしいため、絶えず経営の不安定に悩んでおり、また、その設備技術等においても立ち遅れておりますので、今後とも、中小企業の特質に応じた振興策を適時適切に講じて行く所存であります。

まず、中小企業の組織化によるその経営の安定をはかるため、中小企業団体組織法の円滑な運用をはかることと、小売商業の振興のため、小売商業特別措置法案のすみやかな成立を期待しておる次第でございます。

次に、中小企業金融問題については、中小企業の旺盛な資金需要を充足するため、三十四年度は、中小企業金融公庫及び国民金融公庫に対して、それぞれ二百七十五億円及び二百五十億円を財政資金から融資し、運用額において、三十三年度を上回るそれぞれ六百四十五億円及び九百十億円を確保いたしますことといたしました。

また、商工組合中央金庫については、三十三年当初計画に比し、二十億円の増の百五十億円の貸出純増を行うため、三十二億円の財政資金の投入を

行うことといたしておりますが、一方その効果として、懸案の金利引下を実現し得ることとなる予定であります。

中小企業信用保険公庫につきましては、三十四年度は、零細企業金融に重要な役割を果している保証協会の業務の拡大と保証料率の引下をはかるため、保証協会に対する融資基金として、政府出資十億円を行うこととした次第であります。

一方中小企業の体質を改善し、その経済的競争力を強化するため、中小企業の生産性の向上と合理化をさらに促進する必要がありますので、共同施設の設置及び設備の近代化並びに各都道府県の試験研究機関の設備増強等に意を用いる所存でございます。

なお、当面経済活動が安定的上昇線に乗るまでの過程において、過渡的に中小企業面に生ずる影響につきましては、今後とも、財政面、金融面その他において、適時適切に対策を講ずる所存であります。

最後に三十四年度においては、初年度五百三十億円、平年度七百億円の大規模減税を断行するとともに、税制の合理化をはかる方針であります。特に中小企業の税負担の軽減は、中小企業対策の最も重要なものの一つである点にかんがみ、懸案の事業税について、個人事業税の基礎控除を十二万円から二十万円に引き上げるほか、中小法人の事業税についても、その軽減をはかることといたしておる次第であります。

第四に、鉱工業技術の振興であります。以上の諸施策を推進いたしますための基礎条件として、鉱工業技術の画期

的な振興が特に必要であることを痛感するのであります。御存じの通り欧米諸国の技術進歩は、まことに目ざましいものがあり、わが国は、これに著しく立ち遅れていると存ずる次第であります。この際、官民力を合せて、その推進をはからねばならぬと存ずる次第であります。

これがため、まず国立試験研究機関の設備の更新、近代化等により、その機能の強化拡充をはかり、産業界からの各種の要請に応じ得る体制を整備いたしますとともに、今後最も緊急を要する電子技術、オートメーション技術、分析技術及び生産加工技術等の基本的かつ新規の技術の研究のほか、新たにエネルギー技術、汚水処理技術等の研究につきましても、各試験所の総合的能力の發揮に努め、迅速な成果を得て、各界の要望に応じ得るようになりたしと存じます。

また、民間研究活動の強化のため、特に、電子技術、中型輸送機の研究、工学機械の国産化を初め、木材化学、石炭化学、新金属利用開発等の重要研究の実施についての助成を一層強化し、あわせて研究成果の普及徹底及び企業化の促進に関し、各般の施策を総合的に進めようとする方針であります。

なお、中型輸送機の試作については、この外、政府出資による特殊法人を設立するべく、所要の立法措置を準備中でありま。

また、特許、実用新案、意匠、商標のいわゆる工業所有権関係四法につきましては、それぞれ大正年間改定にかかっているものであり、その後の時運の進展に即応するべく、慎重検討中のごとく、こ

のたび、それぞれ根本的な改正の成案を得ましたので、今国会に提案いたし御審議を願うことに相なっております。以上によりまして、今後における通商産業政策に関する基本的考え方と具体的施策の概要を申し述べた次第であります。何とぞよろしく御協力を願います。

科学技術庁の長官として、科学技術振興のための昭和三十三年度における基本的施策について、御報告申し上げます。

最近における世界の科学技術の進歩発展は、まことに驚くべきものがあり、人類の宇宙観すら一新しなければならぬ段階に至ったかの感があるのみならず、その結果、世界の産業構造に革命的变化を与えつつあるものと思われるのであります。

このようなる変革期にあつて、わが国が、天賦の資源の貧乏を克服しつつ、世界の先進諸国に伍して、経済の発展と国民生活の向上をはかるためには、国内資源の最も有効な利用と輸出の飛躍的伸長を一そう推進しなければならぬことはいうまでもありません。

このためには、その基盤となる科学技術の振興をこそ、この際大に推進する必要があるものと考へます。翻つて、わが国科学技術の現段階をつぶさに観察いたしますと、若干の例外はあるものの、全般的に見れば、世界水準に比べてその後進性は、なお脱却し得ない状態にあるものといわざるを得ず、科学技術の水準を向上せしめることは、まさに刻下の急務と考へる次第であります。

すでに政府は、その重要施策の一環として、科学技術の振興を大きく打ち

出しておりますが、この大目的を達成するため、科学技術庁が当面の施策として新年度にその実施を期待しているものは、大要次の通りであります。

まず第一に、科学技術の振興という大命題を最も効率的かつ適切に実現するため科学技術に関する基本的な政策を樹立するとともに、長期的かつ総合的な研究目標を設定し、合理的な科学技術の振興を行い得る体制を確立いたしたいと存するのであります。このため、内閣総理大臣の諮問機関として科学技術会議を設置し、この会議において、これら基本的な問題の御審議を願うこととして、現在科学技術会議設置法案を御審議願っている次第であります。また、これにあわせて科学技術庁におきましても、これら基本的な政策の策定に適した体制を整える必要がありま

すので、科学技術庁の組織を一部改組することとして、今国会に所要の改正法案を提出いたし、その成立を期待している次第であります。

なお、科学技術振興に関する基本的政策の樹立に当つては、国内資源の総合的利用方策を考慮しなければならぬので、資源問題の構造的分析和総合的検討により、将来の動向を明らかにするため、資源の総合的調査を今後とも推進いたしたいと存じます。

第二に、科学技術振興に直接つながる基礎及び応用研究並びにその成果の実用化を強力に推進いたしたいと存するのであります。このため、国立試験研究機関、理化学研究所等の研究施設、人員等の整備充実を努力するとともに、研究員の待遇についても改善を加えたいと存じます。

さらに、わが国の科学技術の外国依

存性を脱却し技術水準の向上をはかる方策の一環として、総合的重要研究を重点的に推進するほか、国家的援助により新技術の開発を促進し、優秀な国産技術の育成に努力を傾注したいと考えている次第であります。

第三に、優秀な研究者を多数確保することは、科学技術水準の全般的な向上のため必須の要件でありますので、主管官庁と協力して、科学技術者の養成に力を注ぐとともに、一般の科学技術に関する情報広報活動の活性化に努力いたす所存であります。

最後に、原子力の平和利用に関しましては、本年は、先年来懸案であつた実用規模発電炉の導入交渉も、一そう積極化する年と考えられ、わが国の原子力の開発も、従来の研究基礎の育成の段階から、その応用実用化へ移行する段階に到達したと見るべきであらうかと存じます。このような情勢に於いて、今後考慮すべきことは、まず、国際間の双務協定による協調を深めるとともに、国際原子力機関の活動に積極的に参加し、その発展に力をいたすことであると考えます。

他方国内においては、日本原子力研究所における基礎研究の充実、原子燃料公社による核原料探鉱の推進、製錬施設の整備強化に努力を払うことはもちろんであります。本年は、特に原子力関係科学技術者の充実に努めるとともに、核融合反応研究の推進と原子力船の開発の具体化に力を注ぎたいと思料しております。

以上、わが国経済の発展、国民生活の向上を期するため、当面の施策として考慮している科学技術振興方策の大綱を述べたのでありますが、これらの

方策の実現、その効果の発揚は、もとより国民全般の科学技術振興の重要性の認識と協力がなくては、不可能に近いと思われまふ。政府としては、以上の新方策を基礎として、世界の大勢に眼を注ぎ、これに即応した施策を進め、もって科学技術振興に万全を期する所存でありますので、国会議員各位初め関係各位の切なる御協力をお願いいたしたいと存する次第であります。よろしくお願いいたします。

○委員長(田畑金光君) この際、委員変更について御報告いたします。

ただいま西田隆男君が辞任され、清水久常君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、予算について御説明願います。

○政府委員(斎藤正年君) 三十四年度予算要求重要事項表という横書きの表をお配りしてございますが、それによりまして御説明申し上げます。

最初に、貿易振興費でございますが、本年度特殊法人化した日本貿易振興会でございますが、来年度は、出資金はございませんで、補助費及び委託費につきまして二億四千万程度増額になつております。事業の内容は、本年度とはほとんど変更はございませんが、軽機械振興事業について新たに事業を行うことといたしました。その他、国内の貿易広報関係の仕事に、若干力を注いでいきたいということで予算を計上してございます。

その次が、プラント輸出関係でございますが、プラント輸出につきましては、価格のほかに、生産能力とか、あるいは原単位とかいうものについての損失の補償と申しますか、ということ

が、プラント輸出の一つの障害になつております。具体的に申しますと、たとえば原単位が一日二百トンなら二百トンと一能力が二百トンということになつております場合に、それに、たとえはその一割なら一割能力が足りない場合は、それについて幾ら補償しろというふうな補償の条項が通例つくわけでございますが、そういう補償についての危険を担保いたしますとともに、新たに政府が直接に損失補償の契約をすることができるといふいたしました。そのために予算総則に、損失補償契約の限度を六十億円にするということをきめてございまして、それを行うための損失補償費及び事務処理費として百万円ずつ計上してございます。これは、別に来年度は損失補償が具体的に起ることとは、ちよつと考えられませんが、形式的な費用だけを計上してあるわけでございます。

それから次に、海外市場開拓の関係でございます。最初にございまして生糸と絹織物の輸出振興の関係でございますが、これは従来、通産省と農林省とに、それぞれ分れて予算が計上されてきて、別々の機関で実施をいたして参りましたが、最近、生糸の輸出に比べまして絹織物の輸出が、だいぶ重要性を増して参りましたので、生糸と絹織物を一本に統合いたしまして、一つの機関で振興事業を行わせたら適当じゃないかということになりまして、新しく日本絹業協会というところに両省の補助金を一括交付いたしまして、織物と原糸とを通じて一貫した輸出振興事業を行うということになりました。なお、この本年度に比べまして、来年度は予算がだいぶ、二億四千万減少する

るようになっておりますが、それは、次の二ページをごらん願いますと、海外市場維持対策費補助等として出ております。これは、その説明書にございまして、巡視見本船準備費補助と、それからブラッセル万国博覧会参加委託費と、この二つが本年度限りの経費でございまして、それが二億六千万円ばかり減りますので、このような形にきまつていくわけでございます。

それから次の意匠向上費関係でございますが、新しく輸出雑貨センターを設けるといふことにいたしました。これは従来、輸出品の検査につきましては、出張検査と申しますか、要するに生産工場へ行つて検査するのが原則でございまして、それを持ち込み検査と申しますか、港灣地区に共同の検査所を設けまして、そこで検査をして、すぐに船積みできるようにするという措置をとりたいということで、東京、神戸の二カ所に共同検査所を設けることにいたしました。その費用の補助金が計上してございまして、その他は、本年度の事業を来年度も引き続いて、若干規模を広げて実施していく予定でございまして。

それから次に、経済協力費でございますが、海外技術センターの関係が少々ふえておりますが、これは、すでに本年度から交渉しておりますインドの分とマラヤの分との大体先方と話のついた金額を計上してあるわけでございます。

それから次の海外経済事情等調査費でございますが、これは、本年度一千万円の補助金でアジア経済研究所というものを設けましたが、来年度は、これを根本的に拡張いたしまして、アジアに限らず、世界の経済全般についての調査研究をする研究所に改組するということになりました。そのために補助金及び委託費を大幅に増額いたしたわけでございます。なお、経済協力関係で新規の事業といたしましては、(3)のところにも民間機関受入費補助というのがございますが、従来、国立の試験研究機関で外国の技術学生の研修をいたしておりましたが、来年度から、民間にも特別の研修のための受け入れ措置を設けることにいたしました。その費用を計上いたしましたことと、それから三ページの一番下に、海外あつせん駐在員設置委託費というのがございますが、本年度は、技術者の海外渡航に便宜を与えるために、登録制度というものを実施いたしました。来年度は、この海外に進出する技術者のために、海外にその世話をやきます駐在員を置くことにいたしました。その費用が計上されております。

それから三番目に、中小企業対策費でございますが、この一番中心になりますのは、設備近代化の補助でございます。本年度六億円を来年度十億円要求することになっております。ただし、この補助率なり、あるいは国庫の負担率なりは、従来通りで変わりはありません。

それから三番目に、中小繊維工業設備調整補助という費目がございまして、これは、いわゆる織機の買い上げの補助金でございます。本年度は、予備金を合わせまして七億円、来年度も同額計上いたしました。合計十四億円で一台当たり二万円の補助として七万台の買い上げを行う予定であります。ところが一台二万円の補助では、十分な

買い上げが困難な情勢になりましたので、買い上げ単価を二万七千円に引き上げるということにいたしました。そういたしますと、七万台が五万二、三万台まで減少することになるわけでございます。

それから五番目に、工鉱業汚水処理施設設置補助という費目が新しく入りました。これは、今度の国会で通過いたしました工場排水法の施行に伴いまして、中小企業の排水処理施設を設置するための補助金でございます。ただ、これは従来、中小企業の協同組合の共同施設は補助をいたしたのでございしましたが、それと大体同一の条件に適するものに限つて補助をする考え方であります。

次に技術振興費でございますが、国の研究費、特別研究費及びその研究施設の整備につきまして、本年度よりは若干増加要求をいたしております。

それから三番目に、中型輸送機国産化促進費という費目がございまして。これは現在日本で一般に使われておりますダグラスDC3、ダグラスDC4というふうな国内の中距離の航路に就航する中型の旅客機に代替する飛行機を国産で作りたいということで研究費をずつと補助して参りましたが、その研究も、大体目安がつかまりましたので、来年度からは、新しくその研究の結果に基づいて試作を行うことといたしました。試作のために、日本航空機製造株式会社という特殊法人を作ることといたしまして、その出資金として三億円を経済援助資金特別会計から出資いたしました。民間出資二億円と合せまして五億円の特殊会社を設置する予定で、本國

買上げが困難な情勢になりましたので、買い上げ単価を二万七千円に引き上げるということにいたしました。そういたしますと、七万台が五万二、三万台まで減少することになるわけでございます。

それから五番目に、工鉱業汚水処理施設設置補助という費目が新しく入りました。これは、今度の国会で通過いたしました工場排水法の施行に伴いまして、中小企業の排水処理施設を設置するための補助金でございます。ただ、これは従来、中小企業の協同組合の共同施設は補助をいたしたのでございしましたが、それと大体同一の条件に適するものに限つて補助をする考え方であります。

それから最後に、産業基盤関係でございますが、工業用水道事業費が本年度に比しまして、かなり増加しております。

それから五番目に、鉾山保安対策費でございますが、若干増加いたしております。また人員も若干ふやしまして、前国会以来、鉾山保安につきましては、いろいろ御指摘がございましたので、現状よりも、相当程度改善の臨牀ができるように手配をいたしております。

以上總計いたしましたて、本年度は百八億円の一般会計の通産省の關係が、来年度は百二十九億、約二十一億ばかり増加する予定でございます。

○委員長(田畑金光君) 次に、通産省関係の財政投融资計画について説明願います。

○政府委員(松尾金藏君) 通産省関係の財政投融資計画の概要をお手元にお配りしておると思いますが、三十四年度の通産省関係の財政投融資は、この表にございますように、出資百六十二億、融資千三百八十五億、合計千五百四十七億円に相なっております。三十三年度——本年度と比較してみますと、出資において四十四億、融資において四百三十一億、合計四百七十五億円の増加という形に相なっております。これだけの財政投融資の投入をいたしますと、これにそれぞれの機関の自己資金等を合せまして、三十四年度の財政投融資の運用総額をみますと、二千八百四億ということに相なります。これは本年度の運用総額に對

それぞれの機関について申し上げますと、まず第一には、開発銀行であります。開発銀行について見ますと、御承知のような開銀の本来の使命に基づき

まして、電力、海運、石炭その他それぞれの産業部門に重点的に資金の融資をいたすのでありますが、運用総額におきましては、本年度六百二十億とい

うのに対しまして、六十億の増加で六百八十億というのが来年度の開銀の運用総額の予定であります。従いまして、その意味で新たな投入額は、今年

度に比べまして、百二十五億増加をいたしまして、四百五十億の資金を投入をいたしております。この六百八十億の運用の計画は、この中で現在までに

決定いたしておりますものは、特別額として電力、海運が、それぞれ二百五十億と百八十億というので、これは大體本年度と同額の運用予定を現在まで

に決定いたしておりますが、その他の一般産業について二百五十億というにとに相なるのでありますが、これは本年度に比べて六十億円増ということ

で、この二百五十億円の内訳については、まだこれからそれぞれの部門の実態に合わせて計画を進めることに相なっております。

次に、中小企業金融公庫でございま

次に、中小企業信用保険公庫でござ
います。これは来年度におきまして
は、信用保証協会に対する融資をふや
したいということで、出資十億を産投

会計から入れることに相りました。
これによりまして、多少規模を大きく
できると同時に、保証料率について一
割程度の引き下げを行えるということ

に相なる予定であります。

次は、商工組合中央金庫でございますが、これは貸出純増額のベースで計算をいたしまして、百四十億円の純増

を行えるような計画にいたしておられます。その資金調達は、ここにございまして、さらに、三十二億円の財政資金と百八億円の自己資金によつて、この計画

この十二億の出資によりまして、商工中金の金利を平均金利におきまして、現在の九分九厘を二厘五毛程度は引き

下げ得るという見込みに相なつております。そのようにいたす予定でございます。

それから第五番目に、輸出入銀行の
関係でございますが、これは本年度に

輸銀の資金は、本年度に比べて相当大幅に増額をいたしております。ここにございますように、三十三年度の当初

計画に比べまして、七十億円の見込みにいたしました。貸付規模で八百億円というような規模に相なっております。

財政資金といたしまして、出資七十億、融資二百九十億、合計三百六十億を投入いたすのでありますが、これは本年度の当初計画の八十億というのに

比べますと、相当大幅な増額に相なっております。この程度の出資が行われますことによりまして、輸銀の金利も、大体現在の貸付金利を維持すると

次に参りまして、電源開発会社でございます。

計画の線を進むのでありますが、三十四年度は、継続工事がほとんど大部分であります。御母衣、奥只見、田子倉等の建設工事と中心に進めらるゝのであ

等の延請に専ら中心に迫るものであります。したが、工事の規模といたしましては、本年度並みで、約四百九十億の工事規模の予定をいたしております。そ

のために出資を五十億、融資を三百五十億、合計四百億の財政資金の投入を

石油資源開発会社は、御承知の計画を進めて参るわけですが、来年度の特色といったしましては、秋田沖の海洋試掘が相当進んで参ります。その

点からの工事量の増加等もござい
ますが、全体といたしまして、本年度に
比較いたしましたしまして二億円増額の二十
九億円の事業規模を予定いたしております。

ます。このために産投会計から二十億の政府出資の投入を予定いたしました。これに民間出資その他の資金を加えて、二十九億の事業を進める予定です。

定であります。事業内容としては、試掘関係に二十一億、地質調査の関係で三億四千万というのが、大體事業の中に相なつておられます。

なお大へん申しわけございませうが、この印刷にミス・プリントがございますので、恐縮ですが、御訂正願います。

一番最初のページに表がございます
が、その表の三十四年度の一番下の合
計のところが、二千七百九十四億と

なっておりますが、これは二千八百四
億のミス・プリントであります。よろ
しくお願いいたします。

○委員長（田畑金光君） 次に、科学技

○政府委員(原田久君) それではお手元にお配りしてあると思いますが、横書きの長い二枚刷りの印刷物であります。御説明申し上げます。

科学技術庁の昭和三十四年度予算総表がございまして、それに基づきまして概略御説明を申し上げます。

総額の点から申し上げますが、総表の二枚目の一番最後のところに百三億九千二百八十四万五千円とございまして、前年度に比べまして五億二千五百二十四万八千円の増額に相なっております。この内訳をいたしまして一般の部と原子力の部とに分けてございまして、まず一般の部から御説明を申し上げます。

一般の部の第一番といたしましては、科学技術振興総合施策という項目が掲げてございまして、総額五千七百八十五万円でございまして、その内訳をいたしまして、科学技術会議の運営費として六百二十七万二千円を充てております。これは、ただいま国会で御審議中の科学技術会議設置法案が通りました場合に必要経費が入っております。前年度に比べまして二百二十五万四千円ほど減額されておりますが、諸般調査費その他の経費がそれだけ必要でございまして、それだけ減額しておるわけでございまして、実態については、十分運営される経費が盛り込まれております。

二番目に科学技術振興長期計画策定でございまして、これは、三十三年度から実施しております、三十四年度は、その第二年度に当たるわけでございまして、三十四年度の内容をいたしましては、今年策定される原案を、さらに

細部にわたって検討を進めて参りたいという、そういう費用が盛り込まれておるわけであります。

三番目の内外科学技術調査活動の強化費でございまして、二百五十万円でございまして、これは、従来もやっております調査でございまして、一般の科学技術の動向とか、科学技術活動の実態の調査とか、研究管理などを主体にして調査をする費用でございまして、

四番目の科学技術試験研究の助成四千六百五十六万四千円でございまして、これは、新規につきましましたものでございまして、総合的な重要研究を推進する経費といたしまして、水質汚濁の研究、クローラの研究、水温の利用の研究、三項目を予定しております。

五番目の科学技術者の顕彰でございまして、これも、新しくつきました経費でございまして、主として現場における科学技術者の功労者に対して長官賞を送つて表彰し、研究意欲を助長させていきたいという経費でございまして、以上が(一)の科学技術振興総合施策の説明でございまして、

次に二番目に、試験研究所の整備充実とございまして、このうち航空技術研究所は、金額にいたしまして十五億八千二百万円でございまして、その内容といたしましては、主として低音速風洞の研究費その他を含めた経費でございまして、前年度より現金におきまして四億円ほど増額し、債務負担の方は減額になっております。

二番目の金属材料技術研究所は五億八千八百九十九万四千円で、前年度に比べまして一億七千五百五十三万一千円ほど増額になっておりますが、債

務負担関係の方は減額になっております。施設としましては溶解、圧延施設とか、材料試験器具等を充実していきたいという内容の経費でございまして、

なお、この際申し上げますが、航空技術研究所につきましては、定員が六十五名増加になって、金属材料技術研究所につきましては七十九名増になっております。

放射線医学総合研究所の分につきましては、原子力の部で御説明申し上げます。

三番目の理化学研究所の充実でございまして、これは、本年特殊法人として発足いたしました研究所で、三十四年度予算といたしましては五億四千円上されております。前年度に比べまして一億七千万円ほど増額になっております。内容といたしましては、研究設備の充実といたしまして三億七千万円、それから新技術開発関係が一億三千万円、こういう内容になっております。

四番目の日本科学技術情報センターは八千八百万円で、前年度に比べまして八百四十万増額されております。例のその他の項目で申し上げますと、科学技術者の渡航関係が増額になって、五千三百四十万円となりまして、海外へ一般の研究者、一般官庁に勤務する研究者でございまして、研究者の渡航する人数も増加いたしました。それから国連の技術援助の関係で渡航される方の経費を一部負担する費用も含まれておりますが、それも増額になっております。

二番目の資源の総合利用方策等の調査でございまして、これは前年度に比べまして、若干減になっておりますが、一般庁費その他の減額の繰で減に

なつたわけでございまして、総額としては千九百四十三万五千円、大体前年度と同様のことができると考えております。

発明実施化試験等の助成でございまして、これは、主として中小企業あるいは個人等の助成をしておりますが、一般の節減を受けまして二千八百八十九万五千円と相なりました次第でございまして、

それから技術士法の施行に関係いたします経費といたしましては百八十二万と相なり、前年に比べまして八十四万ほど増額になっております。これは、昨年初めて技術試験を実施いたしましたところが、非常に多くの試験の応募者がございまして、三十四年度も、相当の受験者が予想されますので、これに伴う経費を主として組みましたわけでございまして、

その他、雑件といたしましては、庁費、人件費などがありますが、説明を省略させていただきます。なお本庁の機構拡充に伴いまして十五名の増員がございまして、

以上で、一般の部を終ります。現金として、三十億四千三百九十八万円と相なり、前年度に比べまして八億七千九百二十三万六千円の増額でございまして、債務負担の方がなくなりましたので、それだけ減額になっております。

次に、原子力の部を御説明申し上げますが、一の原子力平和利用研究の促進でございまして、そのうち原子力研究所の整備関係に現金予算として四十四億、それから債務負担行為が三十四億二千七百円で、現金の方は一億四億ほど減額でございまして、債務負担の方は二億六千五百六十万円ほど増額

になつております。減額の主なものは、CPR炉の完成に伴う減額といったようなものが響いておるようでございまして、実態的には、十分研究していける予算がとつてあると存じております。なお人員は二百五十六名増員になりまして、総員で千六百名と相なつた次第でございまして、

二番目の国立機関試験研究の促進でございまして、五億五千三百一十八万八千円で、前年に比べまして一億一千八百五十五万一千円ほど減額になっておりますが、国立研究機関といたしましては、ここ数年間研究を実施して参りまして、施設その他の方も、相当整備しておりますので、実際の活動は、相当これでも十分やつていけるというふうに考えております。

三番目の民間試験研究の助成でございまして、三億八千万円で、内訳をいたしましては補助金が二億二千、委託費が一億六千、ともに若干ずつ減額になっておりますが、これはここやはり数力年間、民間の原子力関係の研究を助成して参りましたが、順次自立態勢に移つて参りましたので、これに相呼応いたしまして、若干の減額を見たわけでございまして、

二番目の核燃料開発の促進でございまして、原子力燃料公社の事業費をいたしましては十一億三千万円、前年に比べまして一億二千万円ほど減額になっておりますが、これは精製設備の初年度の経費が三十四年度ではそれだけ必要でなくなつて参りますので、そういう意味で減額しておりますが、実態は十分やつていける内容かと思つております。

二番目の核原料物質探鉱奨励金、こ

れは二千万円、前年に比べまして一千万円減額になっておりますが、これは過去数年の経験に照らしまして二千万円程度でよろうというので、こういう予算を計上したものでございます。

三番目の核燃料物質等の購入費等、これはだんだんいろいろな原子炉が運転を開始いたしますと、それに使用いたします燃料を相当購入しなければなりませんので、それがね返りまして、前年に比べまして三千四百四十一万四千円増額になった九千六百十万五千円となった次第でございます。

次に、三番目の原子力平和利用国際協力強化、これは主として技術者を海外に派遣したり、あるいは外国人を招聘したり、国際会議に出席する旅費でございますが、四千五十万八千円と相なっております。

四番目の放射線障害防止措置の強化、まずその第一は放射能測定調査の研究でございますが、五千九百三十九万円に相なり、二千三百十四万円の増額になっております。内訳は研究費、委託費などでございます。

二番目の放射線医学総合研究所でございますが、現金予算が五億八千三百十八万七千円、前年度に比べまして一千三百八十五万二千円の増額、債務負担が一億四千四万円で、二千万円の増額になっております。主として債務負担の方は、病院を新たに建てるという経費になっております。

三番目の放射性廃棄物処理対策でございますが、これは放射性廃棄物を集中的に処理するという施設を設けたという費用でございます。主として関西方面に一カ所集中的に設けたい

と考えております。なお、関東方面につきましては、原子力研究所の中にそういう施設を作ることになってございます。

その他の経費が計上されておりますが、説明を省略させていただきます。原子力局の機構強化拡充費といたしましては、二十九名増員になりまして、次長を一名増員いたします。それから監理官一名、それから課長二名といったような内部の充実をはかることにいたしました次第でございます。

以上総計、原子力関係、一般関係合せまして百三億九千二百八十四万五千円と相なつた次第でございます。債務負担行為が三十五億六千七百万円と相なつた次第でございます。

なお、以上のほかに人員関係を申し上げますと、内部部局が四十四名増員になりました。それから航空技術研究所、金属材料研究所、放射線医学総合研究所など合せまして、定員といたしましては、二百八十一名の増員を見ました。三十三年度の定員五百七十九名に加えて、八百六十名と相なる予定でございます。以上。

○委員長(田畑金光君) 次に、世耕経済企画庁長官から、経済企画庁について御説明願います。

○国務大臣(世耕弘一君) このたび私は、経済企画庁長官に就任いたしましたので、この機会に所信の一端を述べ、各位の御協力を得たいと存じます。

日本経済が、健全な発展を遂げつつ、国際経済社会における高い地位を確保するには、今後、日本経済がいかに処すべきか。この点、日本経済の健全な成長と、近代的にして能率的な経

済活動が営まれることが望ましいこととでございます。かねて、政府が、長期経済計画を策定したのは、このような趣旨、目的によるものでございます。

もとより、この計画の達成には、民間企業の創意と発展を大きく期待するものであります。もちろん政府は、財政、金融、産業等各般の施策を通じて、この構想の実現をはかりたいと思ふのであります。

また、政府の経済政策の樹立に当りましては、経済の長期にわたる安定成長を目標といたしまして、常時内外の経済情勢を的確に把握いたしまして、これを分析し、もつて、経済全般についての総合的な施策を講じたいと存じます。さて、経済企画庁の任務は、日本経済の総合的な企画と調整を行い、真に経済基盤を強化し、もつて、これが成長発展を期せんとするところにあると見ます。私は、この任務の重要性にかんがみまして、関係方面との連絡をさらに密にいたしまして、今後一そうその機能を発揮したいと存じます。

次に、最近の経済動向を見ますと、昨年秋口以来、上昇に転じた日本経済は、その後も逐次順調な過程をたどつていると認められるのであります。また、米因経済は上昇を続けており、西歐諸国も後進諸国も同様経済情勢の今後好転が期待されるように思われます。

このような、内外経済情勢を勘案いたしまして、本年は、民間経済の成長と財政の健全な措置によりまして、日本経済の健全な成長をはかり、かつ、日本経済のうちに蔵する質的な欠陥をこの際適宜是正していきたいと存じます。しこうしてまた、此の間に

政府は、公共投資の拡充、産業秩序の確立、企業資本の充実、金融正常化などにつきまして、逐次施策を推進して参りたいと存じます。また、海外貿易、特に輸出につきましては、一そうその振興をはかりたいと存じます。次に、最近の輸出競争激化の傾向や、西歐諸国の通貨の交換性回復など、新たな事態に対処いたしまして、わが国の輸出態勢の強化について一段の努力をいたしたいと考えておる次第であります。

今後、以上の観点から、日本経済の発展を確保推進して参りますならば、昭和三十四年度の経済成長率は実質で五・五〇程度となり、その規模は、長期経済計画が想定いたしております水準とほぼ隔たりのないものと見込まれるのであります。また、貿易収支は、実質で約一億六千万ドルの黒字が期待され、物価は、おおむね強含み横ばい程度に推移し、日本経済の基盤を確立しつつ安定成長が達成できるものと考えられるのであります。

つきましては、今後とも一そうの御協力をお願いいたします。

○委員長(田畑金光君) 続いて予算について御説明願います。

○政府委員(宮川新一郎君) お手元にお配りしてございます予算案につきまして簡単に御説明申し上げます。

三十四年度の企画庁関係の予算要求額は、総額で三十七億五千八百九十一万九千円でございます。前年度に對しまして、七億六千五百一十一万一千円の増額になっております。

以下各項目別に簡単に御説明をいたします。当経済企画庁、これは経済企画庁一般庁務の運営に要する経費並びに長期経済計画、年次経済計画、経済

の動向の把握等、一般的なもの一括計上しておるものでございますが、来年度の要求額は三億五千八百六十四千円、前年度に對しまして五千八百三十三万二千円の増額になっております。増額のおもな理由は、先般成立いたしました公共用水域の水質の保全に關する法律の施行に伴いまして、水質保全のために水質基準の設定あるいは水質汚濁度の調査等を行い、地方に起ります紛争の仲介あつせん等の事務を行いますために、定員を二十名増加いたしました。二課を新設し、また審議会の活動を活発にしようとするための経費が増額のおもな理由でございます。

なお、二十の項にござりまするよう、経済研究所の運営費といたしまして、前年度に對しまして二千五百七十四万一千円の増額を要求いたしておりますが、これは電子計算機を購入いたしまして、緻密な計算を迅速にやりたいという趣旨のものでござりまする。

第二に、国土開発調査費、この項は国土総合開発法、電源開発促進法、東北開発促進法等の各種の開発促進法に基きまして、わが国の生産力の発展、災害の防除のための諸施策を樹立いたすための経費と、各種審議会の運営に要する経費でございます。来年度の要求額は二千二百一十一万六千円でございます。前年度に對して二百三十三万八千円の増額となっております。

第三に、土地調査費、この項は国土の開発保全並びに利用の高度化をはかりますために、国土調査法に基きまして、土地の分類調査、水調査を地方公共団体に委託し、また地方公共団体の行います地籍調査事務を補助する

ていろいろな規制措置を講じておるといふことは事実でございますが、根本におきまして、アメリカ政府なり、アメリカの大衆は、日本商品に対してのみ大きな反対、つまり阻止的の傾向はないと存じておりますが、先ほどのお話のごとき、日のおたらない産業、特に日本の産業と関係のある仕事につきましては、これは相当強力に阻止運動が行われておるようでありまして、これに對しましては、政府といたしまして、できるだけ相手方の民間の事業の状態を検討いたしまして、日本の同業者と先方の同業者との間にも話をつけ、そして先方の立場をよく考慮し、できるだけ先方に影響を及ぼさない程度において、日本の商品を送りこんでいきたい、こういう方針で進んでいきたいと思ひます。

○大竹平八郎君 政府委員の御答弁の前に、なお統一して別の角度からお尋ねたいと存じますが、ただいま申し上げました通り、日本の輸出の第一が米國地域であり、次に御承知の東南アジア、こういう問題になるわけでありまして、東南アジアは、どちらかと申しますとポンド地域であり、こういうことになるとなるわけですが、従来通貨の交換性というものが回復がない以前というものは、必ずしもポンド地域の日本の貿易が日本製品を買わねどもいいということが言えなかつたことは御承知の通りであります。今度こういう事態になつたことは、日本の輸出増進の上においても私は非常にいい結果を來たすのではないかと思ひますが、これについてのお見通しはいかがでありますか。

○國務大臣(高橋達之助君) 御承知のごとくポンドの手持ちが多くドルの少い日本といたしまして、このポンドの交換性が回復いたしましたことが、東南アジア貿易に對し日本が有利の地位にあるといふことは事実でございますが、しかし、今日の現状におきましては、東南アジアの地域の経済状態は何か改善されてない。外貨の手持ち、ポンドであれ、ドルであれ、ちつともふえてないというのが現状でございます。従前の方針のごとき、やはり先方に対する円クレジットなり、延べ払い取引を拡大いたしまして、そしてほかの關係國の競争に打ち勝つていきたいという方針で進んでいきたいと存じております。

○大竹平八郎君 次に、当面の問題でございまして、この二月末か三月から開始されるであろう日本と台灣、すなわち日台貿易の問題なんでありまして、御承知の通り日台貿易は他の協定國間に比べて非常にスムースに從來進んでいっておるわけでありまして、しかしながら、一般に、比較的多く一億何千万ドルもやつておるこの貿易についての関心というものは薄いので、率直に申しまして、ごく最近の新聞の一例を取つてみましても、あなたが中共からウルシを買いたいということを言われたということが、大新聞の政治面の忙しいときに一面の四段抜きか五段抜きで出ておる。ところが同日に当然新聞に出なければならぬ台灣が施安を日本から三千万トン買った。四十万トンか三千万トン買った。三千万トン買つておるわけですから、一千三、四百万ドルに近い膨大な数字をあげている。これは完全に成立をしたので、引合でも何でもありません。それがほとんど一行も載つていないというように、ややともいたしますと、この中共貿易というものが非常に政治的な宣傳に乗つて、實際に行われておる。日本と台灣との貿易というもののについて、いろいろな意味においての取扱ひと申しましうか、関心と申しましうか、非常に薄い。しかしながら、事實は申し上げる通り非常に順調に進んできておる。その日台貿易が新しい年度からいよいよ、またたしか今度東京で行われるだろうと思ひますが、会談が行われるのであります。御承知の通り今大臣からもちよつと御説明がございましたが、東南アジア各地域におきましては、円借款の問題であるとか、あるいは延べ払いの問題であるとか、あるいはものによつてこれを貸付けるとかいろいろなことが各地において、日本からも行われておるわけでありまして、台灣自体はそういうこともなく、ただ問題がスイングの問題なんでありまして、大体今までの貿易協定が一千万ドルでありますけれども、昨年は御承知の通り日本が非常に輸出が多かつた。そういうことで三千万万ドルに上つたことがありますので、結局、話し合ひにおいて一千万ドルを現金払いをするというところで話が済んだわけなんでありまして、これが当然今度の新しい貿易協定の中に大きく出てくると思ひますが、私は政府が東南アジアに取つておる従来の施策等を見ますならば、このスイングの一千万ドルぐらいはむしろ僕は増加してやるべきじゃないか、東南アジアとの貿易は御承知の通り向うのできたものを賣つて

とによつて日本のものが輸出ができるというところは、これは言うまでもないことだと思ひます。そういう意味におきまして、とにかく上手にやれば年間往復二億ドルはできるものであります。が、そういう点について、これはぜひ一つこの際、通産大臣として、そういう意味でこの貿易会談に臨む方々に御指示を与えてもらふのは、これはまことにけつこうなんだが、從來のそういった計画、東南アジアの諸國に比べまして、貿易自体というのを見ますと、策の点からいって、非常に何といひますか、きつい方針をとつておるのではありませんが、この際、スイングをもつとふやすとか、あるいはあなたが今申しした通り、借款のような形式でさらに別建てのものを作つておやりになるか、こういう点を一つお伺ひしたい。

○國務大臣(高橋達之助君) やつぱり日台貿易につきまして非常に関心を持ってやつておるわけでございます。御承知のごとき、オープン・アカウント勘定というものは從來もだんだんやめていきたいという方針で今進みつつあるわけでありまして、特に台灣等につきましては、これは相當の期間があるけれども、今なおかつオープン・アカウント勘定を持ち、そうしてこれを継続していく方針であるといふことは、いかに台灣に對するわが國の方針が友好的であるかといふことを物語つておると存じます。

なお、このスイングをふやすかどうかといふような問題は、その実情に當りました上において、よく考慮いたしたいと思ひますが、決して台灣の貿易等を等閑視してゐるものではないといふことを御了承願ひたいと存じます。

○大竹平八郎君 他の委員の発言もありませんから、これは大臣でなくも、松尾局長でけつこうだと思ひますが、むしろこの本委員会というよりも、決算委員会ではこれは取り上げるべきことだと思ひますが、先ほど投融資の計画について御説明があつたわけなんでありまして、問題の例の開発銀行なんでありまして、開発銀行は御承知の通り前の復金から承継をいたして、今日の開発銀行になつておるのですが、御承知のあれがある。復金当時のこけつきでといひましては、どういふ措置をおとりになつておるのか、これを一つ参考に向つておきたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま御指摘のございました点は、私今こへ計数等の詳細は持つておりませんが、すけれども、御承知のように開発銀行につきましては、直接には大蔵省が政府關係機關として監督その他も全部や開発銀行にいろいろお願いと申しますか、をしますのは、先ほど御説明いたしましたような資金の運用について、こういう方面に重点的な資金の運用をしてほしいといふようなことのその關係で私ども開発銀行との關係が深いわけでございます。こへ私その辺の計数を持つて参りませんでしたが、またのちほど機会があつたら御説明いたしたいと思ひますので、御了解願ひたいと思ひます。

○大竹平八郎君 先ほど申し上げました通り、これは決算委員会が当然取り上げてやり、また現に私自身も取り上

て——三十四年度の事を本年度と申し上げておられるわけですが、二十九億円の御計画のようでございますが、私が仄聞したところによりますと、その計画を達成するためには、また石油資源開発株式会社等におきまして、どうしてもやっぱり所要資金として三十五億ぐらいなければ、三十四年度の計画を達成することができないのではないかと、こういうことの御意向が非常に強かつたように承わっているのではありませんか。ところが削減を受けまして、まあここに示されたのは二十九億でございますが、思いまするに、あの石油資源開発株式会社の設立をいたしますときに、時の通産大臣は石橋さんでいらつしやいましたけれども、石橋さんは、本委員会におきまして、所要資金に事欠かすようなことではないのだということを明言をされたいきさつもございますので、また私たちが考えまして、それは大臣のあえて説明を待たずとも、やっぱり唯一の資源開発のホープでございますので、そこらには潤沢に資金を投入をいたしまして開発をするという意欲がなければ、私は、国の産業政策としては不十分じゃないかと、こう思っていますので、ここにお示しになっております二十九億というのはいさぎよく決着で、もうどうにもならないものであるのかどうか。そうといたしましてするならば、政府に、まあ政府案としては国会に御提示になっておられるわけでありまして、若干今でも何かもういったような余裕のあるものであるかどうか。さらに私が聞いたところによりますと、三十五億ぐらいなければいけないとい

われたものを、二十九億をお認めになったということについては、二十九億でその目的を達成することが可能であるという確信がおりなものであるか。おありであるか。お示しをいたしますならば、その確信のほどをお示しをいたしたい。この三点について御答弁をわすらわれないと、こう思っています。

○国務大臣(高橋達之助君) 第一の御質問の、貿易振興をやる場合には、まず中共貿易というのをなぜ考えなかつたか、こういうことであります。もちろんこの中には書いてはありますが、まあ通産省の政策といたしましては、中共に対する貿易を増加するということは、最も重要な点と存じておりますが、御承知の通り、昨年の五月以来こういうふうな状態に相なっておりますので、現在におきましては、中共の側では貿易と政治とは切り離すことはできない。ところが、政治の組織におきまして、両国において相当相違もあり、いろいろな関係で根本的にこの貿易を開拓するということは非常に困難であります。しかし、通産省といたしましては、もう政治問題に關連せずに、両国の間にいわゆるバンドン精神をもつてお互いの内政には干渉しない、そうしてお互いの政治組織はお互いに尊重し合うというようにして、そうして貿易問題だけはこれを切り離してやつてもらいたい、この熱意は燃えておられるわけであるのでありまして、私は、先般、ウルシの問題等もあつたのでありますが、これは新聞に大きく書かれたことはなほだ残念でございますが、こつちから発表したわけではございませんで、ウルシ

のごときは、日本においては中共のものを持つてこななければ現在の事業を継続することはできぬ、これくらいに急迫しておられるわけでありまして、中共側におきまして、ウルシは日本に出さなければ自分で使い切るだけのものではないので、かつそれは永久に貯蔵することができないのであります。この問題にいろいろを考へますれば、政治情勢のいかんにかかわらず、両国民の友好親善を保つという上においては有無相通することについては、事小なりといへど、こういう問題は当然解決すべきものであると思ひまして、この問題に自分は熱意をもつて當る考へておりまして、全面的にわたつて貿易振興とともに、それがためには中共との貿易は一日も早く回復せんことを心から念願しておる次第であります。

第二の中小企業の振興については、お説のごとくいろいろの施設もございまして、このに従事しておる人たちの待遇が現在の大企業に比較して非常に悪いという現状でありまして、これをどうして打開するのか、この中小企業の従業員をどうして安定せしむるか、どうして労働意欲を持たすかといふことは最も重大な問題と存じまして、先般来御承知の通り退職共済制度といふものを、何と申しますか、退職について基金を作つて出すといふことの法律を今度労働省と一しよになつて提出する次第でございます。ここに書いておかなかつたといへども、輕視しているわけではございませんから、さう御承知願ひたいと思ひます。

第三に、石油開拓の問題でございますが、昨年は大體政府の出資は十八億円に對し、民間の投資は七億七千万円

あつたのでございます。それで本年は大体三十五億ぐらい必要だ、こういうことを何べんも私は聞いておられるわけでありまして、できるだけ政府の投資をふやしたいということ而努力いたしました。今日の全体のワックから見まして昨年よりも二億ふやしたところから見て、われわれが努力したところから見て、二億ふやしまして二十億という数字になつたのであります。そこで民間がどれくらい投資してくるかという問題に歸着すると思ひますが、できるだけ政府といたしまして、民間の投資を勧誘し、これの投資のしやすいように話を持つていつて、仕事に差しつかえないように話を進めたいと考へておる次第であります。

○島清君 今貿易の振興と關連いたしまして、特にアメリカとの輸出入の問題でございますが、海野委員もどうもアメリカの方はむしろ輸出の過剰で、日本にとつては大へんな、向う側から見れば輸出であるのにかかわらず、日本の輸入品については一々因縁をつけて困るじやないかということがすなおな国民感情だと思ひます。それは私はよくよく原因はわかります。それは向うにも業者が国会に入つておりまして、向うにはちゃんと職業的なロビイストがおりまして、騒ぎ立てることによつて自分の生活を維持するといふ制度がありますから、こういう連中が騒ぎ立てるといふことは私はわかるのですが、しかしながらそれにいたしまして、たとえば最近の日本のシャベルの輸入に對しては國務省が本気にこれを取り上げて制限を加えようとしてみたことは、あるいは世論に對する気がねはあるかもしれせん

が、それにしても少しアメリカはヒステリックに騒ぎ過ぎると思ひます。そこでそれを押さえるためには、要するにこれはアメリカのシステムがそういうことになつておられますので、お前たちは黙つておれといふことは、それはいけないことではあります。私は黙らせることは必要だと思ひます。それで私は黙らせるということもよく承知ですが、それには私はやっぱりここに派遣をされておられるところの、今はアメリカ大使館付になつておられる通産省から行つた連中の、要するにそのロビイストが何かと私的に交際をする、公的でもかまいませんけれども、日本の実情を訴えて、そういうことが起らないようにする、そういうものが實際費といひますか、そういうものの欠乏が、むしろ、全然これをなくすといふことはできないけれども、声を小さくして、そうして押さえることができないなどの理由になつておられるのではないかと、こう思つておられるが、今、通産省から派遣される海外駐在員といふのは、予算は通産省からもらひまして、それを外務省の方へ移して、それが向うへ出向するわけでございます。ですからさういふあれは、通産省といたしましては、海外の方へ出て参ります駐在員に對しては、特別のさういふ意味の配慮が私はなされなければならぬのじやないかと思ひます。普通の外務官僚のやりまする外交事項と、それから、こちらから、通産省から出て参ります経済外交とは、非常に性質が違つたのです。玄關から入つていつて、四角四面で話ができるのは普通の外交事項ですが、経済外交ということになると、往々にしてさういふこと

はあまり効果はないのです。ですから、あるいは勝手口から行つて話をしたり何かすることもしなければならぬわけです。ですからこういう問題については、私はやはり事、アメリカに關する限り、格段の配慮が必要ではないかと思つていますが、そういう点はどうかと思つておられますか。

○國務大臣(高橋達之助君) まことにごもつともな点でございまして、その点は前から考へておりました、通産省から行つております者の力だけではいけないという点もありませんから、各輸入業者、向うにおける日本の輸出業者、そういうものだから、あるいは日本の各団体に話し合いをつけて、たとへば洋食器は洋食器の關係、マグロの關係はマグロの關係とかいう工合に、その連中の中で、ある程度アメリカ人を雇ひまして、これはあまり大きな給料ではないのですけれども、介護士とか、アメリカ人を雇つて、それに活動してもらつて、そうしていろいろ方面の調査の妥結をいたしておるわけでございますが、根本に島さんのおつしやいました点の、アメリカ全体が日本に対する輸入に反感を持つていふというほどには、私は多少お考えが違つていないかと思つていますが、現在日本の輸入を阻止するのは、やはり先方の業者が多いのでございまして、日本の商品と同じものの製造をして、連中が根本になつて働いて、それがロビーイストを使つて、あの運動をしておるようでありまして、そういうことには、先方の状況もよく知り、日本の状況もよく話し合ふという必要があると思つてから、通産省の役人だけで

及ばない点は、業者ともよく接觸を保つて、そうして対策を講じたいと思つておりますが、まだ私は根本でも少し進めたいと思つておりますことは、これはいろいろ考慮しておりますが、まだ実行の域に達しないのでありますけれども、もう少し、アメリカの政界における、アメリカの産業の根本は政府の役人よりもむしろ党の人たちが多いわけですから、政界關係、つまり議員の關係の人とのつながりのつく相当有力なる人を、日本の代表として折衝に當つてもらふということが必要だろうと存じまして、先般來、外務省とも話し合いをやつてゐるわけでありまして、何しろ相当大きな予算措置が伴ふ必要がございますものでありますから、そういう場合には、緊急の場合にはやむを得ずジェットロの方の予算をもつて當つていきたい、こういうふうなことも考へて、今御指摘の点は十分私たちの考慮いたしてゐる点でございますから、善処いたしたいと存じます。

○海野三朗君 アメリカにも消費組合というふうな組合があるには違ひない。また、日本において婦人会なんぞ、消費組合に類するものがアメリカにもたくさんあるだろうと思つて、そういうところで安くていい品物が入るということであれば、喜んで向うは入るだろうと思つてゐます。アメリカで騒いでゐるのは、業者だけが騒いでゐるもので、そういう方面の声を少しも聞かない。こういうところに日本のつまり経済外交の劣悪さがあるんだらうと思つてゐる。特にその点に意を用いてもらいたい。そのことについては大臣はどういうふうな御決心を持つておられるのか。

日本から商務官をやつておるからとて、大きい顔をしておられない。もつと民間に下つて民間の声を聞いて、これを政治の上に反映するようにしなければならぬ。こういうふうな思ふのですが、日本から行つておる外交官たちはそういうことにはほとんど無関心であるかのごとくに思われるんです。その点を私は強調したいと思つたので、一昨年ちょうど軽羽二重のときもそう、やかましく言うたんです。で、大臣はどういうふうな御決心を持つていなさるか、それをちよつと何わして下さい。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいまのお説は私もごもつともと思つて、反対する人たちもあり、また歓迎する人たちは、それは主として値の安い、いい品物になればこれは消費したい、こういう希望の人がおると思つて、そういう方面の団体とは逐次話を進めて、まず先方においても、日本の商品排斥すべからずという運動は逐次起しつゝあるわけでありまして。

○海野三朗君 一昨年そのことを申しましたときに、通産大臣としてはどういふふうな答弁をなさつたかという、予算を伴う問題であるからそれはできない、ということをお暗に言われたのでありますが、その後年々予算を組んでおられますが、もう二回も予算を組んでおられるが、さらにそういう方面に見るべきものがあるとは思われないので、私はそれを非常に不思議に思つてゐます。ただ通り一べんの、予算が伴うから思ふようにいかなんだという御答弁であつた、一昨年です。その後この貿易の問題について、今度は輕工業の方面について、あるいはシャベルの

問題についても起つておる。起つてくるたびに私はそういうことを思ふのですが、その点については大臣はどういう御決心を持つていなさるか。

○國務大臣(高橋達之助君) その問題は通産省の予算ではありませんけれども、たとえばマグロの罐詰とかミカンの罐詰とかいうようなもの、何千万円かの輸出をしておるが、それについてできるだけ輸出の恩恵にあずかる民間の人たちがその経費を出し合つて、アメリカの消費階級に呼びかけておるのは事実でございます。

○委員長(田畑金光君) それでは、通産大臣に対する質問は次回に回していただいて、大臣は退席されます。

○大竹平八郎君 先ほど大臣の御答弁にもありました通り、この通貨交換性回復の問題については、鋭意この対策を協議中だと、それから詳細は政府委員からという、こういう御答弁があつたのですが、もし具体的にそれがあつた程度を示して下さることがありますなら、一つ松尾局長から御説明いただきたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど大臣から御答弁ありましたように、今回の欧州各国の通貨の交換性回復そのものは、直ちに自由化を意味しておりませんというところは御承知の通りであります。しかしながら将来の貿易の自由化に対する一つの準備階梯と申しますか、一つのステップであることにはこれは間違ひなからうと思つてゐます。従いまして将来の問題につきましては、今後諸国の情勢を注視してそれに対応する措置をとつていかなければならぬわけでありまして、さしあたり当面の措置といたしまして、ドルとポンドと

を区別する必要がなくなつたわけでありまして、そこでその事態に対する当面の措置を早急にとらうと考へておるのでありますが、それはまず簡単に申し上げます、従来ドル地域との輸出入、それからポンド地域との輸出入につきましての決済の通貨が異なつておつたことは御存じの通りであります。ドル地域から輸入する場合に支払は通貨としてはドルでもポンドでもよい。しかしドル地域に輸出する場合には必ずドルでとらなければならぬということが一つ。それからポンド地域に對しましては、輸出はポンドでもドルでもいいが、輸入の場合には支払い通貨は必ずポンドでなければならぬ、こういうきめになつておつたわけでありまして、それをどういふ區別をする必要がなくなりましたので、何と申しますか、全部のコンビネーションといひますか、になりまして、要するにドル地域への輸出もポンドで代価を受け取つてもよろしいし、ポンド地域からの輸入に對しましてドルを支払つてもよろしいという改正。これは標準決済規則の改正になることであります。が、これを近くやることになつております。その標準決済規則の改正に即応しまして、さしあたり輸入につきましても御存じのように自動承認制というのがございまして、現在のところ百七十品目、そのほかにござましたものが四百四十品目ぐらいが自動承認品目になつておるのでございまして、ところがこの商品の輸入につきましては、ポンド地域なりあるいはオープン・アカウント地域からの輸入は自由になつておるのでありますが、このうち約三分の一程度のものにつきましては、ド

のであります。それにはまず第一に、今おつしやつていただいたように、かなり東南アジア方面から日本が買いたい品物があると思う、ところが買いたい品物はあるが、こちらの方にもまたいい品物はあります、これをいかに今後解決していくか、これをいかに今後解決していくか、ということが一つの大きな道ではないかと思ひます。ということが一つ。

もう一つは通産省その他でも考慮されてゐる問題だと思ひますが、技術の問題、技術をいかに向うの方に輸出して、そしてかへつて日本の経済進出をはかるということも一つの例ではないかと思ひのであります。この分に対しては、まだ私から新しくどうするかする、という面について、計数的に申し上げるところまで行つてないことを遺憾に思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。ただ従来の開発に対する計画に対しては、事務当局から、政府委員から一応具体的な問題について御説明申し上げたいと思ひます。

○阿部竹松君　時間が大部分おそくなつておりますから二、三点世耕長官にお尋ねいたしますが、実は世耕長官の前の三木長官から、昨年のあの通常国会が始まつたときの委員会において、独禁法の改正をどうするかというお話を伺つたことがございます。そのときにもあ前々からの懸案の法案であり、政府としてはこれは経済憲法であるこの法律をどうしても修正しなければ、日本の経済が成り立たぬ、というような意味も含めて、強い改正の御意思があつたのですがね。今度その出された法案を見ると考慮中ということになつて

いるのですよ。三木長官のお話ではこれは新年早々出から一つ諸君も勉強しておいてくれ、とうとうお話をしたのですが、あれはどういうことになりましたか。

○国務大臣(世耕弘一君) 前長官の意向通り、企画庁としてはそういう趣旨でございまして、他の関係官庁とも目下折衝いたしておるのであります。で、どういふ結論を出すか、今その結論についてお答えがちょっと困難だと思ひます。ただ私として申し上げたいことは、独禁法はかなり各方面に影響を持つものでありますから慎重に取り扱つてみたい。ことに独禁法の扱い方いかんによつては、中小企業、一般国民の生活にも影響する問題がかなり取り入れられておるのであります。改正するにしても広範囲にわたつて考慮をめぐらさなくちゃならぬとかように考へております。従来の方針でございしたなれば、次の機会に政府委員から御説明させていただきたいと思ひます。

○阿部竹松君 これは長官も御承知の通り、あなたの方と通商産業省と、まあ総理府のどなたがおやりになつたかわかりませんが、まあ松尾さんが担当してやつたというふうに聞きました。あるいは内閣法制局と話し合つて一つの法案ができてしまつたのですけれども、それでこれでいきますという法案ができたのです。それを今各省と連絡をとるということはおかしいじゃないですか。あれが国会にかかつて、それぞれ自民党なり社会党なりあるいは衆議院から意見が出、そしてまた国会で流れるかどうかして意見が出されて、てんやわんやした法案なら、

これは長官のような御答弁でけっこうだと思ひます。しかし論議があつた、その論議をまとめてこれで行きたいといつて法案を送つたのでしよう。あなたの方です。それで国会に出したのです。しかし御承知のような国会でこれは審議できなかつたのがね。そうすると私がお尋ねしているのはこれは簡単明瞭なのです。出すのか出さぬのか、こういうことをはっきりお伺ひしたいのです。というところは三月末から地方選挙が始まつて参議院選挙等もございまして、おそろく実のある国会といつたので、おそろくばらんに申しまして二月と三月一ぱいくらいであつて、その末期にごそつと重大な法案を出されてもわれわれも困る。であるから、出すのか出さぬのかという、イエスかノーかなのです。理窟をお伺ひしているのじゃないのです。

○国務大臣(世耕弘一君) 企画庁の方針としては断念いたしておりません。あなたのお尋ね下さつたのは、これは出さぬのか出すのかというお話だつたと思ひますが、出さぬというふうには断念いたしておりません。出す意思があるということだけ申し上げておきます。

○阿部竹松君 いつ出すのですか。

○国務大臣(世耕弘一君) 諸般の準備も要りますので、各省との関係もありまふので、今準備をいたしております。さういふこと、今準備をいたしております。

○阿部竹松君 まあさうしますと、この前出た内容と違ふものが出ますと、さういふことですね。まあ経企長官はかわつても閣僚の大部分がかわらぬのですから、それから岸内閣総理大臣のもとに方針も変らぬし、やはり自民

党さんの内閣ですからそんなに私は違ふものが出されるはずがないと思ひます。経済情勢もそんなに一月か二月か三月のうちに變つておらぬというふうなわけで、いつ出されるかということをお尋ねしてゐる。

○国務大臣(世耕弘一君) その点は今明確に御答弁するまでに至つておりません。御了承願ひたいと思ひます。この次の委員会に改めて申し上げます。考慮中なものであります。

○阿部竹松君 それではこの次の委員会にお伺ひすることにしたしまして、その点はけっこうです。

その次に世耕長官は、一昨日参議院の本会議で日本国の経済は私に任せておけといふ、まことに御自信のある力強い御答弁をいただいたわけですが、そこで今石炭が何かしつたまま余つて、日本の燃料政策なんかあなたの商工委員会における経済企画庁長官のあいさつ要旨などというふうなものに、きつめてつづばなことが書いてあるけれども、しかし鉱工業生産が伸びたとか順調といつても、これは全然だめです。これは美文麗句であつても中身は全然、長官は御存じであるのか、おそろくこれは局長か課長が書いたのだらうと思ひますが、大体長官のころの経済企画庁というものは、経済の企画だけやつてあと責任は負わぬのだからきつめて緩慢ですよ。あなたの部下は樂觀論者ですよ。通産省当局などはもし一つの計画を立ててそれが失敗する、民間人がやつてきて、いい意味において悪い意味において、これをどうしてくれるといふことで、局長でも課長でも真剣にならざるを得ないけれども、あなたのころの燃料政策を

聞いたつてきつめて樂觀論者です。これはどういふことなのか、私はその燃料政策についてお伺ひしたい。

○国務大臣(世耕弘一君) だいぶお叱りを受けました。私の部下は必ずしもさういふふまじなものでございませんで、なかなか熱心ないろいろ計画していることをどうぞお認め願ひたいと思ひます。ただ改めて申し上げます。これは、御指摘の通り石炭の問題、その他石油等の燃料の問題、あらゆる燃料問題は今まさに燃料の革命といふ時代であるといふわけなんです。ことに原子力、太陽エネルギーというものと発展的に、しかもそれが今日現実に利用されようといふ時代に、石炭の問題と石油の問題にからみ合つて、経済問題はかなり深刻な状態になつてゐる。これは御指摘の通りなんです。

○阿部竹松君 それでは就任すると同時に、石炭問題の難問題のあることを承知いたしまして、企画庁の幹部を集めていろいろ協議いたしました。何とかこれに至急な対策を講じなければならぬのじゃないかといふ意味で、エネルギーに關する部会を至急に確立して、これで御満足のいくような対策ができるかどうか知りませんが、緊急対策をやるといふことで打ち合せてつづいて努力をいたしておられます。いづれこの点も具体的に御報告することができると思ひます。まあこの程度で今の場合御報告申し上げるより仕方がないと思ひます。

○阿部竹松君 その部会を持たれて対策を立てられるといふことはけっこうです。それはそれでいいのです。しかし私は長官の御見解を承わつてゐる。たとえばあなたの方で、これは昨年の今

ごろ石炭がどれだけ要るのだと言つたら、五千六百万トンで来年度は六千万トンとか、こういう御意見の御発表があつて経済企画庁はこれで行きたいといふことだつたのです。しかしあなたがこので謳歌しているようにうまくいかなかつた。逆に五千六百万トン必要とする昨年度が五千六百万トンぐらゐしか要らなくなつて、これは何千万トン計画しているかわからぬけれども、あなたのところの五カ年計画は漸次伸びるような五カ年計画です。しかし、現状はだんだん下降をたどつておる。ですから、一体これをどうするかという根本方針を承わつてゐるのです。原子力発電をするといふのであつたら、原子力発電が三年後には三十万キロ発電できるよになるから、さうすると石炭は要らぬとか、あるいは重油でこれだけ発電するから石炭は要らぬとか、こ

ういふ方針を承わつてゐる。と同時に、今一千百万トンぐらゐ石炭があるわけですから、これを一体経済企画庁としてはどういふふうな方法で処置を講ずるのか。黙つて、炭鉱はつぶれていく、労働者は失業する、炭鉱経営者は倒産するといふのを、じんせんとしてお待ちになつておるのか。それとも今までの燃料政策の失敗は失敗と認めて、とにかく明確に立て直しをやるのかどうか、そこらあたりを承わつてゐるわけですよ。

○国務大臣(世耕弘一君) 燃料政策が成功だと私は認めておりません。だからこれに対して緊急な対策を講じなくちゃならぬと感ぜまして、実は燃料に關するエネルギー部会といふものを、早急に活動せしめるといふ行き方にしておるのであります。ただ御承知の

通り任命されてまだ半月足らずなのに、私の基本的な方針を、ここに具体的に申し上げることのできないのを、お許しを願いたいと思います。順次この点について具体的ことを発表していきたいと、かように考えております。

○阿部竹松君 まあ長官は就任されて間もないのですから、僕は長官が全部お知りになつてゐると思ひませんが、長官を責めようとは思ひません。ただあなたが与党の一員でありまた閣僚でもあるから、当然、前の三木さんがやつたことはおれは知らぬ、河野一郎さんのやつたことは知らぬと僕は言つても構はない。具体的にどういふことになるかというのを、本会議なら僕は聞きませんけれども、今直ちに困るのでなくとも、昨年あたりから困つておるのですから、中小炭鉱なんかほとんどつぶれていつておるのですから、こういうことをどうされるかというのを、長官でなければ、委員長から御指名いただいて、ほかの政府委員の方でもけつこうですから、もう少し実のある答弁を僕はいただきたいと思ひます。長官でなくともよろしくございませう。

○国務大臣(世耕弘一君) 直接の主管大臣である高崎さんが出かけて留守でございませうので、そういうような事情もございませうので、委員長、できた次の機会にお尋ねいただくと非常にけつこうだと思ひます。

○阿部竹松君 それは長官、高崎さんは高崎さんとして石炭局を自分の省内にかかえておるから、高崎さんには高崎さんで別の意味のことをお尋ねしますけれども、やつぱりエネルギー政策、

あるいは日本の経済をどう持つていくかというところの企画立案はあなたのところではなさるんじゃないですか。しかし、次の機会というのであれば、私は次の機会でもけつこうです。それはどちらでも委員長の御計らいにおまかせします。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいま御質問の点で、長期計画に関連して御質問がございましたので申し上げますが、実は長期計画につきましてもいろいろ部門がございませうが、大体計画の本体はそう実態と狂つておりませんけれども、エネルギー部門は当時の計画と実績の間に相当の隔たりがございませう。特に石炭部門について、そういう点が御指摘の通りでございます。実はいろいろ私の方としても計画しておるわけでございますが、世界的にも、ドイツなどでもアメリカからの石炭の買付を二千万トンくらいキャンセルするとか、ベルギー、イギリス等でも石炭の需要でいろいろ問題が起つておるわけでございますが、世界的に景気が変動する場合には、エネルギーの需要の変動のしわが石炭に寄る傾向がどうもあるらしい。また、景気がよくなると、すぐ石炭が非常に足りない要るようになる。これはいろいろ理由も考えられるわけでございますが、一つには、この最近の石炭の需要は、一般的な経済の伸びが緩慢になつておつたということ、世界的に反映しておるよう思ひますのでございませう。たとえば、こういうときには、世界の海運市況が下つておるときには、競争エネルギーである重油の日本到着価格が相当下る。それがまた石炭に非常に影響するとか、あるいは電気の需要の伸びが少いと、水力は

フルに出しますものですから、火力発電の方にしわが寄り、それが石炭の需要に響くとかいろいろな点がございませうので、先ほど大臣からお話がございましたように、経済審議会の中のエネルギー部会をできるだけ早い機会にスタートをいたしまして、特に基本的な石炭と石油の関係、個々の具体的な問題になりますと、これは実施官庁でございませう通産省の所管になるものでございませうから、私も関係各省の協力を得まして、そういうエネルギーの基本的な考え方、特に石炭と石油についての考え方を検討したいといふことで、だんだん準備中でございます。

○阿部竹松君 そのエネルギー部会というのですか、燃料対策委員会というのですか、その名前はどういうことになるかわかりませんが、それはあれですか、経済企画庁の中に持たれるというのですか、それとも経済閣僚が三人なり五人なり、高崎さんとか世耕さんとかあるいは大蔵大臣、こういう方が集まつてその部会を持たれるというのですか、単に省の一専門部ということですか。

○政府委員(大来佐武郎君) その点は、経済審議会の部会、大体その産業分野の業界の人、学識経験者及び関係各省の局長クラスで部会委員を構成して審議する建前になつておりますので、今のところそういう従来のやり方に従つて、別に閣僚レベルということでは考えておりません。

○阿部竹松君 そうしますと、将来の計画にメスを入れて、今の部会でもおやりになるでしようけれども、将来の計画にメスを入れて再検討するといふ

ことに了解してよろしくございませうか。

○政府委員(大来佐武郎君) それは審議の結果によつて考えたいと思つてゐるわけでございます。

○阿部竹松君 それから最後に一つ承つておきたいのですが、今お話し申し上げた通り、石炭が一千百万トンほどあつて、現実に余つてゐるのが大体六百万トンくらい過剰貯炭があるわけですね。この対策については当然通産省の石炭局なりがやりになるでしようけれども、あなたの方では、計画に基いてやつたのだけれども、あとはもう一切通産省の責任である、こういうことなんですか。あなたの方では何らかの処置についてお考えがあるのですか、ないのですか。それとも今言つた通り、一切あけて通産省の責任であるから、通産省の所管でやれと、こういうことですか。

○政府委員(大来佐武郎君) 先ほど計画局長から長期の考え方を申し上げましたが、当面の問題につきましては、御承知のように通産省が直接的な所管でございませうから、通産省が具体的にいろいろ処置をいたしております。私どもの昨年来やつて参りましたことは、阿部先生の御質問の御趣旨にお答えになるかどうかはわかりませんが、やはり基本的には、エネルギーは日本の産業の伸展に伴つて不足してゐると、従つて、結局足らぬ分は原油を輸入していくという格好になつて、長期的に見ますと、相当石油資源の少ない日本としては外貨支払いが非常にふえてくる。そこで、できるだけ国内資源を利用するといふ考え方に立つて、やはり石炭をできるだけやらなくちゃいか

ぬ。そこで、縦坑開発なり合理化設備をやつて、できるだけコストを下げて、国内の安い石炭で供給していきたいという基本的な考え方でも参つてゐるわけですが、不幸にして、昨年経済の行き過ぎのあとを受けて、調整を受けまして、昨年の上期あたりは鉱工業生産が前年に対して五割くらい低いところへ参つたと、こういうことがあつても石炭の生産はなかなか操短というわけにはいきません。結局消費が落ちて供給過剰になつて、貯炭がふえてきたわけでございます。当時われわれとしましては、やはり長期的な開発について長い目では相当な努力をやつていかなければならぬのではないかと、しかし、当面、貯炭の問題を解決して、炭価の安定、石炭業の安定といふこともはかつていかなければならぬ。こういうことで、電気業界その他重要産業の協力を得まして、石炭の共同貯炭といひますか、貯炭方策について具体化した。こういう考え方でももちろん金融方面にも協力を求めまして、貯炭融資については十分の配慮をして参つておるのであります。そういう貯炭方式等について努力をし、また同時に当面といたしましては、やはりある程度操短体制もとらなければいかぬ。これは通産省でやつておるわけでございます。そういうことについて企画庁といひましたも、通産省に協力をいたしまして、そういう趣旨で努力して参つておるわけでございます。

○阿部竹松君 これ以上のことは通産省の高崎さん初め担当の局長さんから承わりますが、そこで話が戻るのではありませんが、世耕さんは高崎さんよりも役者が一枚上で、日本の経済をまかし

ではないか。日本の出炭量はどんなにひいき目に見ても七千二百萬トンというよりな数字が出ておりますから、火力発電だけで将来少く長期に考えますと相当な部分を消費いたすと思ひます。また製鉄業、ガス業その他の化学工業等で石炭を必要といたしますので、長期的に見れば、石炭がもし値段の点でその油について大してかけ離れた高い値段になる、ということでもございませんでしたならば、日本のエネルギー需要が非常に将来も拡大いたし、昭和五十年ごろには日本のエネルギー消費の半分は、石炭か石油かいずれか、何かの形で、あるいはウラニウムか輸入に依存しなければならぬというような計算でもございしますので、確かに石炭は非常に困難な問題がございすけれども、近代化、コスト引き下げというところで、ちやうどフランスのようにある程度成功いたしますれば、今の全体の大きな日本のエネルギー需要の中にのみ込んでゆくことができる感じはあろう、というように一応解釈いたしておるわけでございす。

○島清君 これは質問ではございせんが、今の御答弁と長官の答弁とはやはり根本的に相違があると思ひます。それは後ほど調整していただきたいと思ひますが、長官の答弁は非常に進歩的で、やはりエネルギーの改革の時代だと思ひます。それで、石炭から直ちに原子力に移行した商船の例をとられたんですね。すでに電気にいたしましたも原子力発電ということが今日の実用期に今入っているわけなんです。私はその進歩の仕方というものは非常に早いと思ひます。広島に落されたあのわずかに一発の原子爆弾が、

今日ではICBMですか、それをアメリカでも百発もあるということも明らかに公言をするところまで科学の力は進んできているわけですね。私はだからそういうものを原料とする電気発電というものは非常に急速の進歩をとげると思ひます。その意味のことを私は長官は御答弁になつたんだと思ひますが、しかしあなたの御答弁は、私が長官の御答弁をさういうように理解したとするならば、これとまあまっとうから対立する御意見のように思ひたんです。これを別に補足して答弁しなさいというわけではありせんが、それは考え方の相違はあるかもしれせんが、どうか一つもしさういふ根本的に考え方が違つておるといたしますならば、庁内において十分に調整をしていただきたい。さうして御答弁をまた後日していただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(世耕弘一君) 私のお答えいたしたのと政府委員のお答えいたしたのと食い違ひはないと思ひます。私は、長期計画と短期計画の中に、将来の燃料エネルギーというものはこのことを目途としていかなければならぬというので、実は原子力等の活用その他を一通り申し上げたのであります。それで政府委員は、現在の石炭をどうするかという阿部さんの御質問にお答えする意味で、現実の問題を話したんだらうと思ひます。で私が先ほど申し上げたことは、長期計画の中のエネルギーの問題と、それから現実の石炭をどうするかという問題の二つの問題に、実は企画庁としては取り組まなければならぬ現状に至つておるといふことを申し上げたつもりでありますから、どうぞ食

い違ひでないということをお願いしたいと思ひます。
○委員長(田畑金光君) それでは本日はこれで散会をいたします。
午後四時五十六分散会

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案
一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
一、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案
特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案
特定物資輸入臨時措置法(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「三年」を「六年」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
正する法律案
商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生同業組合及環境衛生同業組合連合会」を削る。
第六条ノ四の次に次の一条を加える。

第六条ノ五 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十二億圓増加シ之ヲ千二百萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス
第七條第一項第二号中「商工組合連合会、環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を「又ハ商工組合連合会」に改め、同号の次に次の一を加える。
二ノ二 環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)
第七條第二項中「一万口」を「五萬口」に改める。
第八條ノ四の次に次の一条を加える。
第八條ノ五 政府ハ第六條ノ五ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十二億圓ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス
第十條の次に次の一条を加える。
第十條ノ二 商工組合中央金庫ハ所属団体ノ持分ヲ取得シ又ハ買權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ但シ商工組合中央金庫ノ權利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
商工組合中央金庫ガ出資者ノ持分ヲ取得シタルトキハ速ニ其ノ処分ヲ為スコトヲ要ス
第二十三條中「第四十八條、第四十八條ノ二」を「第四十八條ノ二」に改める。
第二十八條第一項第六号中「公共団体」を「第二十九條第一項第四号ノ短期貸付ヲ受ケタル法人、公共団

体」に改め、同項第七号を次のように改める。
七 所属団体若ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券(商工債券ヲ除ク)ノ保護預リ若ハ其ノ委託売買ヲ為シ又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ其ノ保護預リヲ為スコト
第二十八條第一項第八号中「所属団体」の下に「又ハ其ノ構成員」を加え、「出資払込金」を「出資若ハ株式ノ払込金」に改め、同条に次の一項を加える。
商工組合中央金庫ハ第一項第八号ノ業務ニ関シテハ商法第七十五條第二項第十号並ニ第二百七十八條及第二百八十九條(同法第二百八十九條ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)並ニ非訟事件手続法第八十七條第二項第十号及第二百八十九條第六号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス
第二十九條の次に次の一条を加える。
第二十九條ノ二 商工組合中央金庫ハ第二十八條第一項第一号乃至第四号ノ業務ニ係ル債權ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テハ当該債權ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコトヲ得
商工組合中央金庫ハ商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テハ商工債券ノ応募者(応募セントスル者ヲ含ム)又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトヲ得
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八条ノ五の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六十五億円」の下に「政府の産業投資特別会計からの出資金十億円」を加える。

第二十二條第二項中「附則第八條第二項」を「政府の産業投資特別会計からの出資金十億円並びに附則第八條第二項」に改める。

第二十三條の見出し中「処理」の下に「並びに国庫納付金」を加え、同条第一項中「これを」を「その利益の百分の五十に相当する額を」に改め、「資本金の減額がなされて」とときは、「その残余の額を」に改め、「その残余の額を」を「その残余の百分の五十に相当する額」に改め、同条に次の三項を加える。

5 公庫は、毎事業年度の損益計算上の利益の額から第一項の規定により積立金として積み立てた額（同項ただし書の規定により資本金に組み入れたときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額）を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

6 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する會計年度の前年度の政府の歳入とする。

7 第一項の利益の計算の方法並びに第五項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する會計については、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 第四条第一項の改正に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十四年度において出資するものとする。

3 中小企業信用保険公庫の昭和三十四年三月三十一日に終る事業年度の利益及び損失の処理に關しては、なお従前の例による。

一月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、日中貿易再開促進等に関する請願（第一三六号）（第二七四号）（第三九〇号）

一、小売商振興のための法律制定に關する請願（第一五六号）（第三八九号）

一、小売商業特別措置法案の一部修正に關する請願（第二一八号）（第二六七号）

一、石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願（第三一五号）

一、綿スフ過剰織機買上げに対する国庫補助増額の請願（第三二六号）

一、中国産生漆輸入促進に關する請願（第四五七号）

一、日中貿易再開促進に關する請願（第四五八号）（第五二二号）

一、小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願（第五二二号）

第二三六号 昭和三十三年十二月十三日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内 仲四号館日本國際貿易促進協会の内 山本熊一

紹介議員 柴谷 要君

日中貿易の重要性にかんがみすみやかにこれを再開し、かつ安定した取引を發展させるため、（一）わが国政府が調印したバンドン會議宣言にもとづき、中華人民共和國との国交正常化への基本的態度を確立すること、（二）第四次日中貿易協定に對し、完全な支持と協力を与え、かつこれが実施のためのすみやかな具體的措置をとること、（三）長崎の中國國旗事件に對して善処し、今後再びこのような事態の発生せぬよう万全の措置を講ずるとともに、中華人民共和國國旗に對しては諸外國の國旗同様これを尊重すること、（四）台灣問題に對し中國の國內問題であるとの立場を堅持し、中國自身が自主的に解決することを経る一切の要因をつくらぬこと等を實施するよう決議せられたいとの請願。

第二七四号 昭和三十三年十二月二十二日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 熊本県玉名市市岩崎原 一、二九四ノ二五名市 郡豆腐油揚協同組合内 竹下大吉

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第三九〇号 昭和三十三年十二月二十四日受理

日中貿易再開促進等に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内 三ノ六仲四号館三三〇日 中貿易再開推進委員會内 増川治男

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一五六号 昭和三十三年十二月十五日受理

小売商振興のための法律制定に關する請願（第二一八号）

請願者 福岡県小倉市黄金町二丁目商店街組合内 畑 繁夫外二十名

紹介議員 剣木 亨弘君

小売商振興のための法律案は、衆議院の解散により廃案となつたが、第二十八回國會の衆議院商工委員會に於いて「小売商振興のための措置」に關する件が決議されておられ、自民、社会兩党の選挙公約にも採択されているから右決議のとおり、中小企業振興審議会の答申の趣旨を尊重し、第二十八回國會で廃案となつた政府並びに社会党提出の小売商法案の内容を強化充実した小売商振興のための法律案を本國會においてかならず成立せしめられたいとの請願。

第三八九号 昭和三十三年十二月二十四日受理

小売商振興のための法律制定に關する請願（六通）

請願者 北海道士別市大通西三丁目士別専門店內

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二一八号 昭和三十三年十二月十八日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に關する請願

請願者 秋田県大館市片町大館 勤労者生活協同組合理事 長 富樫茂

紹介議員 鈴木 壽君

小売商業特別措置法案によれば、消費者の自主的組織である生活協同組合に對し現金による利用を禁ずる措置命令が行われることになるが、これは小売商業者の根本的な振興対策にならないばかりでなく、消費者の自主的な經濟活動を圧迫することになるから、同法案第三條、第四條及び第二十六條を削除し、第十五條三號にかける中小小売商以外の者には生活協同組合を含まないことを明示するよう修正せられたいとの請願。

第二六七号 昭和三十三年十二月二十日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に關する請願（三十九通）

請願者 東京都荒川区三河島町 七ノ八五三荒川生活協同組合内 越塚富三郎 外三十八名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

第三一五号 昭和三十三年十二月二十二日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に關する請願

請願者 東京都荒川区三河島町 七ノ八五三荒川生活協同組合内 越塚富三郎 外三十八名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二一八号と同じである。

石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願

請願者 福岡市東院伊福町一四

紹介議員 吉田 法晴君

石炭採掘に伴う鉱害復旧については、

石炭ブール資金制度、特別鉱害復旧臨時措置法及び臨時石炭鉱害復旧法等が公布施行せられ、戦時中の乱掘による被害の累積、さらに経済復興の原動力としての戦後

採掘による新規被害も連年増加するばかりで、その上最近における石炭不況は、無権者、無資力者の続出となり、被害復旧を一段と遅延させている実情で、これが風水害や地すべりなど重複して一そうその被害を拡大しているに

かんがみ、鉱害復旧に對し、(一)国庫補助の増額並びに補助率を引き上げること、(二)国庫補助予算を通商産業省において一括計上すること、(三)かんがい排水施設費を一部国庫負担とすること、(四)無権者、無資力者認定の事務を促進すること、(五)臨時石炭鉱害復旧法を恒久化するなどの措置を講ぜられたことの請願。

第三一六号 昭和三十三年十二月十二日受理

綿スフ過剰織機買上げに対する国庫補助増額の請願

請願者 福岡県久留米市天神町五ノ一五四福岡県綿スフ織物工業組合内 平井熊蔵外四名

紹介議員 吉田 法晴君

綿スフ織物は輸出の不振、内需の減退、生産の過剰により長期にわたる採算不引合のため過剰すえ付織機四万台のうち、第一次二万台の買上計画を擱

立しこれが実施にあたり国庫補助一台あたり二万円の交付決定のよしであるが、すえ付価格が高額なため、今次買上価格七万五千円以上をもつてしなればとうていその計画の実施が困難と考えられるから、特段の配慮により国庫補助金三万五千円以上に増額交付せられたことの請願。

第四五七号 昭和三十四年一月九日受理

中国産生漆輸入促進に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

紹介議員 木内 四郎君

長野県における漆産業は、西筑摩郡の平沢漆工並に飯山市の仏壇製造があるが、これが主要原料であり、その必要量の九十パーセントを依存する中国産「生漆」の輸入が途絶したため、両産地における漆原料は逐日枯渇の一途をたどり、長野県の生産者に深刻な不安と困惑を与えているばかりか、このことは全国漆器関係者にも影響することであるから、すみやかに日中貿易の再開を期し、中国産「生漆」の輸入の実現を図られたことの請願。

第四五八号 昭和三十四年一月九日受理

日中貿易再開促進に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

紹介議員 木内 四郎君

日中兩國間の貿易は、日本経済の必然的な要望と国民多数の盛り上がる世論により開始され、年々取引品目の拡大と取引量の増大を見、兩國間の経済振興はもたらぬ兩國間の友好に寄与すること大なるものがあり、昨年来第四次

協定の締結も進められて非常な期待がよせられていた矢先、突如打ち切りとなつたことは誠に遺憾にたえないから、すみやかにこれが打開に努め、貿易の再開を期せられたことの請願。

第五一一号 昭和三十四年一月十九日受理

日中貿易再開促進に関する請願

請願者 福岡県門司市長 柳田 桃太郎

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第四五八号と同じである。

第四七二号 昭和三十四年一月十日受理

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の改正に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 坂口 伸一

紹介議員 平島 敏夫君

政府は今回に独禁法および輸出入取引法の一部改正案を提出して資本の共同行為の制限を大幅に緩和しようとしているが、これは内容と運用のいかんによつては、経済基盤の弱く、弱少な農民に対しては悪影響を与えることになるから、(一)農業必需資材の国内販売の制限についての共同行為を認めないこと、(二)肥料等をつくる生産設備の制限の共同行為を認めないこと、(三)原材料が農林畜産物である場合その購入に関する共同行為を認めないこと等の事項に反する改正に反対であるから、この点について適切な具体的措置を講ぜられたことの請願。

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通三ノ四九神戸生活協同組合長 武内勝

紹介議員 松澤 兼人君

生活協同組合は、国民の自発的な生活協同組織の発展を期し、国民生活の安定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引続き、昭和二十三年制定され、戦前、戦後の物価安定のために社会的な役割をはたしてきた。しかるに政府提案にかかると小売商業特別措置法案第三条、第四条によると同組合の活動を不当に抑圧しようとする規制が加わろうとしているから、同法案の審議に際しては、かかる不当な条文を削除すると共に、消費生活協同組合法を改正し、員外利用を認められる等生活協同の現状にありうよう改正せられたことの請願。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を加える。

目次

第三章 航空機工業の助成(第十条・第十二条)

第四章 日本航空機製造株式会社(第十三条・第三十七条)

附則

第一章 総則

第三条の次に次の章名を加える。

第二章 航空機工業審議会

第十一条の次に次の章名を加える。

第三章 航空機工業の助成

第十二条の次に次の一章を加える。

第四章 日本航空機製造株式会社

(会社の目的)

第十三条 日本航空機製造株式会社は、輸送用航空機の設計、試作、製造その他輸送用航空機の国産化を促進するため必要な事業を行うことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第十四条 日本航空機製造株式会社(以下「会社」という)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内で、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第十五条 会社以外の者は、その商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第十六条 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十七条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解

任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）

第十八条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業の範囲）

第十九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 輸送用航空機の設計、試作及び試験
- 二 輸送用航空機及びその機体構造部品の製造及び販売
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するため必要な事業

2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（事業計画等）

第二十条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しうるときも、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第二十一条 会社は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債及び借入金）

第二十二条 会社は、社債を募集

し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（社債発行限度の特例）

第二十三条 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少ない額に二倍をこえてはならない。

（設計費用等の繰延）

第二十四条 会社は、その成立の日から成立後五年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに支出した輸送用航空機の設計、試作及び試験の費用を貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合には、会社は、その成立後十二年を経過する日の属する営業年度の終了の日までに、通商産業省令で定めるところにより、毎営業年度その一部を消却しなければならない。

（利益配当の制限）

第二十五条 会社は、その成立の日の属する営業年度から成立後五年を経過する日の属する営業年度までは、利益の配当をすることができない。

（定款の変更等）

第二十六条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

第二十七条 会社は、毎営業年度経

過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（監督）

第二十八条 会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ

（協議）

第二十九条 通商産業大臣は、第二十条から第二十二号まで又は第二十六号（会社の定款の変更の決議に係るもの）については、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第三十条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（航空機製造事業法の適用）

第三十一条 会社は、航空機製造事業法の適用については、同法第二条の二の許可を受けた者とみなす。この場合において、同法第二条の七から第五条までの規定は、会社には、適用しない。

（罰則）

第三十二条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十三条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第三十四条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第二十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第二十二号の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第二十七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第二十八号第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十六条 第十九条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第十五条の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

第二条 通商産業大臣は、設立委員会を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設

立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならぬ。

5 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならぬ。

6 商法第六十七條、第八十一條及び第八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。
(政府の出資)

第三條 政府は、会社が最初に行う輸送用航空機の設計、試作及び試験が完了した年度の翌年度以降は、会社に対して新たな出資を行わないものとする。

(商号についての経過規定)

第四條 第十五條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本航空機製造株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

第五條 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第六條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三條の次に次の一條を加える。

(日本航空機製造株式会社の登記の免税)

第八十三條の二 日本航空機製造

株式会社は次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。
ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の設立

二 会社の資本増加(設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。)

昭和三十四年二月四日印刷

昭和三十四年二月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局